

第56回岡山県人権政策審議会 議事概要

○開催概要

1 日 時 令和6年5月30日(木) 10:00～11:45

2 場 所 ピュアリティまきび

3 出席者

◆委員(五十音順、敬称略)／出席委員12名

青木美憲、井芹聖文、大塚祐一、川島聡、莖田信之、近藤理恵、角田みどり、
筒井愛知、中島唯夫、光延忠彦、薬師寺明子、吉田真悟

◆アドバイザー(敬称略)／出席1名

中塚幹也

◆岡山県／出席19名

県民生活部長、地域福祉課長、子ども家庭課長、指導監査課長、長寿社会課長、
障害福祉課長、健康推進課長、疾病感染症対策課長、国際課長、労働雇用政策課長、
デジタル推進課長、くらし安全安心課長、福祉企画課総括参事、
人権教育・生徒指導課長、人権・男女共同参画課長、
人権・男女共同参画課職員

○議 事

1 開 会

県民生活部長あいさつ

本県の人権政策の推進については、平素から格別の御理解と御協力を賜り重ねてお礼を申し上げます。

さて、人権に関わる最近の動向としては、性的マイノリティの問題とか、障害者差別解消法の関係で、合理的配慮が民間事業者にも義務づけられたとか、最近はカスタマーハラスメントについても度々報道されて、民間企業でもかなり対応をされている。

人権問題については、いろいろな形で社会、文化に関わっていくことであり、時代とともに変わる部分も大きいと思う。

そういう中で、県においては人権啓発を総合的・効果的に推進するため庁内14課で連携しながら人権政策に取り組んでいる。

本日は第5次指針に係る主な人権に関わる県の取組状況や第6次指針の策定に向け、今年度実施を予定している県民意識調査などの議題につき、皆様の忌憚のない御意見をいただき、今後の人権政策の効果的推進や、次期指針の策定に繋げていきたいと考えている。

本日の会議が有意義な会議となるようお願い申し上げます。

2 議 題

(1) 会長及び副会長の選任

事務局案を求める発言があり、事務局から、会長に近藤委員、副会長に進藤委員、川島委員を提案し、出席委員の承認を受け、提案どおりに選任された。

(2) 行政説明

～別添資料 No. 1 に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～

(事前質問及び回答の概要)

～資料 No. 4 のとおり～

(議題に対する説明後の質疑・応答)

(委員等)

配布資料「多様な性 LGBTQ」のパンフレットについて尋ねる。このパンフレットは、公立私立を問わず、保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高校の教職員などに配布する予定はあるか。多様な性を自覚するのは、早い人は就学前のお子さんからである。当事者に関わる職業である保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高校の教職員が知識を持っていることが必要だ。教職員に情報周知をする必要があると考えるが、県はどう考えているのかを教えていただきたい。

(人権・男女共同参画課長)

御意見のとおりであり、積極的に周知していきたい。現在ホームページに掲載しているので、まずは、ホームページを御覧いただき、必要に応じてパンフレットを送るという対応をさせていただきたい。

(委員等)

ホームページの閲覧ではなく、パンフレットを、岡山県内の保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高校に1部で良いので送っていただきたい。

(3) 「人権問題に関する県民意識調査」の実施について

～別添資料 No. 2 に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～

(事前質問及び回答の概要)

～資料 No. 4 のとおり～

(議題に対する説明後の質疑・応答)

(委員等)

資料4の2ページ、一番下のところで、県の提示案として、「第5次岡山県人権政策推進指針も参考に御回答ください」という文言を追記するとのことだが、他の質問項目には指針を参考に回答くださいとの指示はなくこの箇所のみあるのは不自然であるため、回答者にとって負担となる可能性があるため、特になくても良いと思う。

(委員等)

設問5の回答の選択肢について、私もちょっと違和感を持って聞いていた。何が人権問題かというときに、女性が人権問題というのは日本語として不自然であると思う。横浜市の調査だと「どの人権問題に関心がありますか」と「どの人権問題」という表現を使い、女性の人権問題とか、子どもの人権問題とか、日本語として非常に自然で、かつ、そこまで大きな修正が必要でないところもある。事務局で御検討いただければと思う。

(人権・男女共同参画課長)

横浜市が「どの人権問題に関心がありますか」という問であり、国の調査も「日本における人権問題について関心があるのはどのようなことですか」という問であり、それに対して女性、子どもという選択肢になっている。いただいた御意見も踏まえて「どの人権問題が重要だと思いますか」、あるいは国に揃えて「関心があるのはどのようなことですか」という形での修正を検討したい。

(委員等)

「関心がある」となると、個人が「どこに関心があるか」ということになり、「重要だと思いますか」は、社会全体として何が問題なのかということになると思う。その点も踏まえて御検討いただければと思う。

(委員等)

12 ページの問 18 のハンセン病問題について、一番目は「患者・回復者・家族」とあるが、中身を見ると、入所者それから退所者までは良いが、やはり家族についての設問は必要と思う。と言うのは、先日5月に札幌でハンセン病市民学会が行われ、家族の問題ということで、3人の御家族が発表された。ついたての中で、しかも匿名じゃないと話ができないということが今でもあった。また、旅行会社が、封筒の送り先のところにハンセン病市民学会と入れ、それを見た家族が猛烈に怒られて、そういう状況は、やはり家族にとっては、今も偏見差別にさらされて、隠さないといけなかったことがあると思った。

この設問に、療養所退所者の選択肢の後でも良いが、「家族が肉親に患者回復者がいたことを隠して生活せざるを得ない」というような選択肢を入れておく必要があると思う。

また、選択肢5の「療養所退所者が病気を隠して生活せざるを得ないこと」という選択肢について、「病気」は治っているので、「病歴」に見直した方が良いと思う。

(疾病感染症対策課長)

家族に対する差別偏見に対する対応だが、現在、選択肢に入っていないということで、実際、家族に対する補償も、国の方で行われている。そういった意味で、また人権問題ということで、具体的に入れる方向で検討させていただきたい。

(委員等)

15 ページの間 23 の選択肢 1 と選択肢 3 との関係だが、選択肢 1 は「職場・学校等での嫌がらせ」となっており、選択肢 3 は「就職・職場等での不利な扱い」となっている。学校での嫌がらせや不利な扱いは、例えば制服が選べないとか。それから職場というところ、これは厚生労働省マターとなり、学校だと教育長となるので、職場と学校に分けた方がよいと思う。国のことになるが、同性で結婚できないのはすごく大きいことで、県単位で同性パートナーシップ制度を導入しているところもあるが、その視点が抜けていると思う。アウティングまで入れるかは別だが、学校と職場は分けた方がよいというのと、同性パートナーシップ制度、あるいは同性婚が入ってもよいと思う。

(人権・男女共同参画課長)

学校と職場で質問を分けた方がよいとの御提案やアウティング、結婚・パートナーシップ制度の記載についての御提案について、こういった形で整理するか検討させていただきたい。

(委員等)

大学でも、LGBTQ のガイドラインを作ってアウティングについて明記している。アウティングを知らない方もいらっしゃるので、そういう意味でも追加して、皆さんに周知した方がよいと思う。

(委員等)

資料 2 の 8 ページの間 13、障害のある人の人権について、様々な重要なことがあるが、県民生活部長も話された差別解消法が非常に大きなトピックの一つと思う。差別、合理的配慮について、女性とか性的マイノリティとかでは差別も書いてあるが、障害のある人には、なぜか差別の言及がなかったので、ここに差別という文言を 1 つ作ってもよいのかなと思う。

(障害福祉課長)

問 13 の選択肢 8 になるが、ここに障害者差別解消法とか、合理的配慮が含まれるものと思うが、これでは若干弱いかな。

(委員等)

選択肢 8 の人権に差別禁止も入るけれども、選択肢 8 は理解と啓発という文脈で、差別というのは他の間を見ても、1 つ問を立てて、県民の関心があるかという調査も有意義であると思っている。

(人権・男女共同参画課長)

障害のある人に関して、問 12 に「人権問題はどのようなことですか」があり、選択肢 5 に「差別的な言動」が入っている。その次に、人権が守られるためにどのようなことが必要だと思うかという問 13 に続いている。

(委員等)

これでも良いが、合理的配慮を立てて、合理的配慮を含む差別解消法への理解について聞いて良いと思う。

(委員等)

合理的配慮を強調する形で、新しい政策の中で、どのような状況にあり、どうすべきか、書き方を御検討いただければと思う。

(障害福祉課長)

趣旨は、承知した。そうした形が表せるよう表現をこの後に加える、もしくは別立てで、1 つ選択肢を増やすような形を検討させていただきたい。

(委員等)

16 ページの問 26 だが、セクシュアル・ハラスメントに関して、厚生労働省も、性的マイノリティの方へのソジハラ、例えば冗談、からかいもセクシュアル・ハラスメントに入ると記述したので、記載しても良いと思う。

問 25 について、実際に東日本大震災のときもトランスジェンダーの方、心と体が一致してない方たちが避難所に行けなかったとか、行っても排除されたということが起きているので、「女性や児童のいる子育て家庭の配慮」の一つに、あっても良いと思う。見聞きしたかとなると、そこに丸を付ける方はいないかもしれないが、御検討いただければと思う。

(人権・男女共同参画課長)

性的マイノリティの方に関する選択肢を、災害等の被災者やセクシャル・ハラスメントの設問にどのように盛り込むかについては検討させていただきたい。

(委員等)

意識調査の場合、2 通りの考え方があると思う。一つは 180 万人県民、これが母集団で、これの相似形になるような形で、どのような意識を 180 万人県民が持っているかを全員に調査できないから、いわゆる統計上有意なこのサンプルを取り上げて聞くということ。もう一つは、政策を推進するための根拠付けとしてのやり方があるかと思う。今回の意識調査は前者か、後者か。

(人権・男女共同参画課長)

この調査は、今、県民はどのように考えているのかを 180 万人の総意に近い形で取るということで県民意識調査を実施し、その結果を踏まえて次期指針に繋げていくという両方の側面がある。

(委員等)

この意識調査で、県民の意識がどう変化しているかを見ていくのも極めて重要と思う。

(委員等)

話が戻るが、設問 5 の「あなたは現在、何が人権問題として重要だと思いますか」について、前回の議論の中で「男性」について「男性の生きづらさ」の話が出て、私も「男性の生きづらさ」や「男性」という項目自体には賛成だが、こういった設問にすれば、「男性の生きづらさ」を問題としている人がチェックを入れるだろうかと思っている。他の地方自治体の県民調査で、「男性の生きづらさ」に関してどのような問があるか確認した例があるか。私自身まだ答えは出ていないが、「男性の生きづらさ」にチェックし、アンケートに答える方に何か分かりやすい記載ができないかということについて問題意識があるので、御検討いただきたい。

(人権・男女共同参画課長)

他の自治体での同様な設問は確認できていない。こういった選択肢とするかだが、例えば、前回の審議会でも議論になったように、男性の自殺者が多いことや、男性が少数職場で差別を受けることもあると思うが、そのほかの選択肢との兼ね合いもあり、分かりづらいが、「男性」という選択肢にさせていただければと考えている。

(委員等)

選択肢の「男性」を見たときに、男性が加害者として、人権問題に関わると感じてチェック入れる方はあまりいないと思うが、例えば何が人権問題として重要かと考えたときに、「男性の意識」と思う方がチェックしたらと考え、何か分かりやすい記載ができないかと感じた。

(委員等)

前回の審議会でも発言したが、ジェンダー不平等が、一方的に女性のみが被害を受けるのではなく、自殺者は男性が 7 割近いことを考えると、ジェンダーの問題で、男性が差別を受けることも多いと思う。女性と男性のジェンダー不平等を考えたときに、男性保育士の問題でほとんどの職場が女性であるという中で、マイノリティとして男性がいた場合に、いろいろな生きづらさを感じている。更衣室、トイレ、職務内容の問題。就寝中の布団を直すことは、男性はさせてもらえなかったり、1 歳児 2 歳児の担任も、男性がさせてもらえないという不満もある。先ほど事務局から説明があったように、ここ

だけ、詳細に書くと、意識を狭めるので、私は選択肢 1 と先ほどの 11 と 18 はそのまま、この表記で理解ができると判断する。一方的に女性のみが不平等を受けるという考え方ではなく、男性が、職場で非常に生きづらさを感じることに注目され始めたので、このままの表記で良いと思う。詳しく書くことでかえって限定されてしまうと思う。

(委員等)

同じ問題について、事前質問にも書いたが、可能性として検討いただきたいのが、何が人権問題かと問うのではなく、誰に対するとすれば、このままでも日本語として、先ほど〇〇委員がおっしゃられたようなこともクリアできる。

(委員等)

「どのような人権問題」、または「どのような方を対象とする人権問題」と書けば分かりやすいと思う。

(人権・男女共同参画課長)

確かに、属性と属性でないものが選択肢に入っていて分かりにくいかもしれない。委員が言われたように、「どのような人権問題」、あるいは「誰に対する人権問題が重要だと思いますか」という形で検討させていただきたい。

(委員等)

貴重な御意見を誠にありがとうございました。

本日の御意見をもとに、人権問題に関する県民意識調査についての事務局との調整は私に一任としてよろしいか。

・・・同意・・・

ありがとうございます。

それでは委員の皆様方の御意見を踏まえて今後、事務局と調整を行う。

今回の調査は、8月に県内全市町村から無作為に抽出した 18 歳以上の男女 3,000 人の県民を対象に実施すると聞いているので御承知おきいただきたい。

(4) 審議会の公開（傍聴要領）について

～別添資料 No.5 に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～

(議題に対する説明後の質疑・応答)

(委員等)

4 番目の遵守事項についてですが、(6) の携帯電話装置という言葉はあまり聞きなれないので、どういったものを意図したのかを御説明いただきたい。

(人権・男女共同参画課長)

外部との電話通信を会場ではやめていただくということである。

(委員等)

審議会は原則公開で、委員の3分の2の決議があれば非公開となると理解した。県には他にも審議会があると思うが、県の審議会等に関する指針と公開・非公開の判断基準を教えてほしい。

(人権・男女共同参画課長)

「審議会等の設置及び運営等に関する指針」において、開かれた県政を進めるため、審議会等の会議は、基本公開となっている。

ただし、公開によって公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合等は非公開にでき、その判断はそれぞれの審議会において決めることとなっている。

(委員等)

(5) に、写真撮影、録画や録音等があるが、ストリーミングは記録はなく単に配信するのみなので、当てはまらない。ストリーミングなども行わない趣旨の文言にしていたきたい。

(委員等)

1 項の会議の公開について、一文目の「議決をした場合は非公開となります」とは、今回もいろいろ資料を送っていただき、本日に至るが、この議決は、いつの時点でされるのか。また、「なお」以下で非公開とする議決があったときは会議中だが、傍聴者がいるところで、非公開にするかどうか、多数決をとることになるのか。

(人権・男女共同参画課長)

基本的には公開だが、例えば、次回 11 月の審議会については、この 5 月の審議会で、公開・非公開を諮らせていただく。

それから、事前に資料を送った段階で、実際に資料を御覧いただいて、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると判断される委員が 3 分の 2 以上おられたら、会長と相談して非公開にさせていただくのが次の段階、それから当日やむを得ず一部を非公開にしないといけないことがある場合は、その場で決して、御退出いただくというようなイメージとなる。

(委員等)

傍聴される方は、公開かどうかは、どの時点で分かるのか。例えば、会議の前日ぐらいに非公開になっても運営上は大丈夫か。

(人権・男女共同参画課長)

公開の場合は、資料の別紙のとおり、約 1 週間前にホームページに載せる予定だ。基本的にはその段階で公開が決まっている状況である。

(委員等)

我々としては公開か非公開かという回答期限が設定されることで良いか。

(人権・男女共同参画課長)

基本的には、ホームページに出す前までに決めて、傍聴に来たが非公開だったことがないようにしたい。

(委員等)

公開が原則であれば、取材のための傍聴も認められるか。

(人権・男女共同参画課長)

ホームページでのお知らせとあわせて報道機関にもお知らせする。

(委員等)

特に非公開の場合の話になるが、取材に来たときの個別の回答、それからもう一つはホームページに議事録が載る場合の個人名の掲載について教えていただきたい。

(人権・男女共同参画課長)

ホームページには従来どおり、県民生活部長とか人権・男女共同参画課長とかいう形で掲載するが、委員・アドバイザーについては委員等という形とする予定である。

個別プレス対応について、非公開の場合にどこまで御発言いただくかは、場合にもよるが、非公開にしている趣旨を踏まえ、取材に応じていただくことになると思う。

(県民生活部長)

取材の場合は、丁寧に対応するしかないと考えている。その都度、御相談をさせていただければと思う。

(委員等)

公開である場合、障害のある人も来られると思う。その情報保障、いわゆる合理的配慮も含めて、案内を出すのかどうか。要するに、手話通訳を用意するとか、文字通訳を用意するみたいな。

私が言う情報保障は、我々が話す内容とか、書いてある紙のデータが、障害のある人に保障されるかという合理的配慮や事前的改善措置と呼ばれるものである。

あとは拡大文字とか、弱視の人が読む資料を少し大きくプリントアウトして配布するとか、柔軟に対応できる形で法律に抵触しない形で行う必要があるということだ。

(人権・男女共同参画課長)

審議会の公開に係る情報保障について御意見をいただいたが、どこまで対応できるか検討させていただきたい。

(委員等)

先ほどの〇〇委員の御発言に加えてですが、県の他の公開されている審議会と、統一した対応が良いと思う。

弱視の方とか、今は資料を iPad で撮って、自分で拡大するので、資料はそのままでも大丈夫だが、資料を見るために iPad を持参し使用することについて御検討いただければと思う。

(委員等)

他にいかがか。よろしいか。それでは貴重な御意見、誠にありがとうございました。傍聴要領は、御承認いただいたものとさせていただきたいと思う。よろしいか。

(委員等)

別紙の 6 その他、「出席委員」の「出席」は取るという認識でよろしいか。

(人権・男女共同参画課長)

これは公開のときに、一部非公開になるような状況なので、ここは「出席」となる。

(委員等)

「一部非公開」というふうに「一部」を入れた方が良いのではないか。

(委員等)

それでは今日議論していただいたことを踏まえて少し修正して御承認いただくことでよろしいか。

・・・承認・・・

ありがとうございました。

(人権・男女共同参画課長)

本日は貴重な御意見いただき感謝申し上げます。いただいた御意見を参考に事業を進めてまいりたい。

最後に今後の審議会の予定について御説明させていただく。現行の第 5 次の指針だが、令和 7 年度が見直しの時期となっており、6 次指針の策定に向けて、今年度は次回 11 月の審議会を予定している。

現時点で議題は「県民意識調査の結果報告」、「6 次指針の骨子案」と考えており公開で開催させていただきたいと考えている。

(委員等)

次回審議会は原則公開とする。

以上で本日予定されていた審議は終了したが、委員の皆様方から他に何かあるか。

(委員等)

新型コロナウイルス感染症にまつわる人権問題について、日本に上陸した 2020 年から数年経っている。まだ、終息宣言というのは出てないと思っているが、県として、それにまつわる出来事を総括、あるいは県の施策として良かったこと悪かったことなど、取りまとめようとしているのか。

(疾病感染症対策課長)

新型コロナウイルス感染症の感染者とか、医療従事者それからその家族等への誹謗中傷、偏見は全国的にも問題になったと認識している。その上で、県としても啓発のキャンペーン、正しい知識の普及により偏見差別防止に向けて注意喚起を行ってきた。今後、感染症が、いつ来るか分からないこともあり、次に向けた対策については国も行動計画を作成しており、その中で、リスクコミュニケーション、差別偏見についても書く形で対策をとっていかうという方針になっているので、県でも、そういったことを踏まえながら次にどのようなものが必要なのか、しっかりと検証し、対策をしてまいりたいと考えている。

